令和８年 10 月１日

土佐町公共施設太陽光発電リース（さめうら荘）契約仕様書

１．件名　　土佐町公共施設太陽光発電リース（さめうら荘）契約

２．目的　　リース方式により公共施設に太陽光発電を設置し、公共施設における二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的とする。なお、本契約は、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、以下「環境省交付金」という。)を受け、発注者が受注者に交付する補助金(以下「補助金」という。)を活用して実施するため、設備の設置及び使用は、交付金の規定に沿って行うものとする。

３．リース物件　　太陽光発電設備 一式

４．履行場所　　土佐町観光交流宿泊施設（さめうら荘）土佐町田井 146 番地１

５．履行期間

(1)太陽光発電設備等の設置　契約の日から令和９年１月 31 日まで

(2)太陽光発電のリース期間 令和９年２月１日から令和１９年１月 31 日まで

※令和９年１月 31 日までに設備を設置し、速やかに運転を開始すること。

※運転開始日は、発注者と受注者で協議のうえ決定する。

※本契約の期間は、契約の日からリース期間満了日までとする。

６．リース料及び補助金の交付

①本件における契約金額は、発注者からの補助金を受けない場合のリース料総額(消費税及び地方消費税を含まない。)から補助金額を控除した後の額に、消費税及び地方消費税を加算して求めるものとする。

②リース料は全１２０回の分割払い(月払い)とする。契約金額を１２０で除したときに１円未満の端数が発生した場合、端数分を初回支払額に合算する。

③発注者から受注者に交付する補助金は令和９年３月３１日までに支払うものとする。

7．設備・システム仕様

(1)太陽光発電設備は、太陽電池モジュール、太陽光電池モジュールを設置する架台、パワーコンディ ショナおよびそれらを接続する配線等からなるシステムで、メーカーやモジュール出力、容量の指定 は無いが次に掲げる要件を満たすものとする。

① 太陽電池モジュール（国産）

［ 設置容量 ］ （ 参考 ）導入設備 35 kW 程度

［ 種類・効率 ］

・ シリコン製 結晶太陽電池 19.0 % 以上

・ シリコン製 薄膜太陽電池 7.0 % 以上

・ 化合物太陽電池 8.0 % 以上

② 架台および基礎

［ 耐久性 ］ 設置環境に見合った耐久性および対候性を有すること。

③ パワーコンディショナ（国産）

［ 機能 ］ 故障時には、速やかに商用電力系統との連系接続を解列し、確実に停止すること。 運転状況の異常を通知する機能を有すること。

④ 計測監視装置

・発電出力および累積発電量を計測し、その把握が遠隔地から可能であること。

・発電した電力量を積算する計器を設置すること

(2)系統連系

発電した電力は、施設で消費する。施設の使用状況に応じて容量制御を行い、系統側への逆潮流はないものとする。

8．設備の設置等

(1)現地調査

施設の状況を把握するため、資料等の収集、施設管理者との協議、現地測定、既設設備の確認、雨漏りの状況確認等の必要な調査を実施すること。

(2)設備の選定基準

①太陽光発電設備は品質及び安全基準に準拠した製品であること。
②商用化され、導入実績がある製品であること。
③中古設備でないこと。
④太陽電池モジュール及びパワーコンディショナー、取付金具等には、原則として10 年以上 のメーカー保証(機器保証)が付帯されるものを選定すること。

(3)構造調査

設備を設置した際に発生する荷重増加等の影響について、想定される設備荷重をもとに発注者において調査・確認済みであるが、受注後に設備に係る設計図書を発注者に提出し確認を受けること。

(4)各種関係手続

①設備の設置にあたっては、電気事業法や建築基準法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法等の関係法令を遵守すること。また、関係法令に関する必要な手続き等について発注者に代わって行うこと。

(5)設備設置の条件

①受注者は、発注者が指定する場所に太陽光発電設備を設置すること。
②太陽光発電設備の据え付けは、建築基準法施行令第 39 条及び JIS C8955(2017)「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の 振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。
③太陽光発電設備及び付帯設備の固定は、最新の建築設備耐震設計・施工指針に基づき行うものとする。設計用地震力の計算の際は、耐震性能は耐震クラス S を適用すること。
④雨漏りリスクを最小限とする施工方法により設置すること。
⑤設備に漏電、地絡、短絡等の電気事故が発生した場合に施設に影響が及ばないよう、保護 継電器等の装置を設けること。

⑥設置箇所の遮熱・遮音性の向上を図るため、太陽光モジュールの設置にあたっては極力隙間を設けずに設置し、可能な限り設置箇所全体を覆う配置とすること。
⑦設備導入による発電量等の事業効果を測定する必要があることから、発電量を計測し、パソコン等で確認できる環境を整えること。

⑧太陽光発電設備の接続に用いるケーブル類の配管については、設置する屋根及び屋上と同色系となるように、事前に施設管理担当者に確認したうえで決定すること。

(6)その他

①リース期間内において当該施設に雨漏り等が生じた場合には、受注者は原因究明に協力すること。
②リース期間内において当該施設に雨漏り等が生じ、設備設置の瑕疵に起因する場合には、受注者の責任で必要な措置を行うこと。
③受注者は、リース期間終了後、設備を現状有姿にて発注者に無償譲渡すること(受注者は固定資産税の納付義務を負わないものとする)。
④受注者は、施設管理者等への説明(工事・運営に関する内容、非常時の設備操作等)を行うこと。内容については、発注者と協議のうえ決定すること。
⑤既設設備等の保守点検や施設の維持管理に配慮した計画とすること。
⑥日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、影響が懸念される場合には対策を施すこと。
⑦工事中の安全対策・施設管理者及び近隣住民との調整等は受注者において十分に行うこと。
⑧受注者は、本契約により第三者に損害を与えないようにすること。また、損害が発生した場合に備え、損害保険に加入する等の具体的な対応方策を講ずるとともに、第三者に損害を与えた場合は、受注者がその損害を賠償すること。
⑨設備を設置した公共施設について、発注者が別途改修工事等を実施する際は、受注者は必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じることとする。また、費用負担が発生した場合は、発注者が負うものとする。
⑩発注者ならびに受注者は、本契約により取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の目的に従って、その効率的運用を図ることとする。

９．本契約における提出書類

受注者は、本契約における設備設置の着手時または完了時に、次に定める書類を発注者に提出し、確認を受けるものとする。

(1) 着手書類
①着手届
②現場代理人及び技術者等通知書、経歴書

③下請通知書

④使用材料承認願、添付資料(カタログ等)

⑤実施計画書(工程表、安全訓練等活動計画書を含む)

⑥計画図面(パネル・機器配置図、平面図、立面図、電気設備図面、電気設備への接続がわかる単線結線図)

(2) 竣工書類

①竣工届

②実施報告書(実施工程表、安全訓練等の報告書、使用材料集計表)

③完成図面(単線結線図、ケーブルルート図、電気設備図面、パネル・機器配置図、平面図、立面図)

④工事写真

⑤電力申請書類の写し

⑥電気事業法の規定による基礎情報の届出及び使用前自己確認結果届出書の写し

⑦検査記録

⑧設備仕様書

⑨取扱説明書

10. その他

①受注者は、本契約により知り得た情報を第三者に漏洩しないこと。

②環境省交付金の法定耐用年数満了までの各種申請、報告等は発注者が実施する。受注者は、リース期間に限り必要に応じて協力すること。

③リース期間中は、発注者と受注者の協議に基づきメンテナンスを実施すること。 また、メンテナンスの計画（予定）を明示すること。

④本契約にあたり予想されるリスクと責任分担については、別表１ のとおりとする。また、これに定めのないものは発注者と受注者の協議により決定する。

⑤本仕様書に定める事項について疑義が生じたときまたは定めのない事項については、その都度、発注者と受注者の協議により決定する。

⑥受注者は本契約に係る書類を本契約終了後５年間保存し、会計検査院の監査対象等となった場合は発注者の要請に応じて協力すること。

⑦リース期間終了後、発注者は環境省交付金の規定に基づき、受注者から譲り受けた設備を法定耐用年数期間満了まで継続的に利用するものとし、その利用によって生じた責務と費用負担は全て発注者で負うものとする

別表１　予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			発注者	受注者
共通	仕様書等の誤り	仕様書等の記載事項に重大な誤りがある場合	○	
	第三者賠償	設備に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合	○	○
		調査・工事による騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合		○
	安全性の確保	調査・工事における安全性の確保		○
		維持管理における安全性の確保	○	
	環境の保全	調査・工事における環境の保全		○
		維持管理における環境の保全	○	
	制度の変更	設計・工事・維持管理に影響のある法令・条例・許認可等の変更	○	
	契約の中止・延期	発注者の指示によるもの（受注者に起因するものを除く）	○	
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの	○	○
		受注者の契約不履行、破綻によるもの		○
	瑕疵担保	設備に係る瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	○	
建設段階	物価	物価変動		○
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整	○	○
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給（運転）開始の遅延		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○
	金利	市中金利の変動		○
維持管理	計画変更	用途の変更等、自治体の責による事業内容の変更	○	
	維持管理費の上昇	維持管理費用の増大	○	
	天候不良	天候不良による発電量の減少	○	
	施設損傷	設備に係る事故・火災による施設及び設備の損傷		○
		設備に起因する自治体施設への障害		○
		施設に起因する事故・火災による施設及び設備損傷	○	
保証	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、施設運営・業務への障害		○
	メーカー保証	メーカー保証の範囲		○
		メーカー保障の範囲外に係るすべての費用	○	
	事業終了後	リース期間終了後（無償譲渡後）の各種負担	○	